

31 手仕舞い型組織再編成とは？

Q 手仕舞い型の組織再編成という形態があると聞きますが、どのような組織再編成をいうのですか。

A 組織再編成は、分散型と集中型とに分けることができます。子会社への資産の移転、子会社同士での資産の移転を行う分散型再編成に対し、手仕舞い型組織再編成として、子会社から親会社に資産の移転を行う集中型再編成です。

子会社への出資、分社型分割、子会社間の分割型分割と子会社同士の吸収合併が、分散型再編成です。

分散型再編成では、株式の継続保有要件が課されます。仮に、含み損を有する資産を子会社に簿価で移転した場合には、対価として取得する株式に、含み損が生じます。組織再編成後に子会社での資産の譲渡損と、親会社での株式譲渡損を二重で計上することが可能となることから、これを防止するため、継続保有要件が求められます。

これに対し、子会社からの金銭配当、現物分配、子会社の吸収合併、子会社の解散は、出資者である親会社が、出資資産を取り戻す集中型再編成です。

集中型再編成では、株式の継続保有要件がありません。子会社の適格吸収合併や100%子会社の解散では、子会社が消滅してしまうため継続保有要件が存在しないのは当然ですが、平成23年度税制改正で創設された適格現物分配では、子会社株式の継続保有要件は課されていません。

対価として株式が交付されることはないため、二重の含み損が生じることがないからです。
(白井 一馬 (税))

集中型組織再編成の特徴は？ 32

Q 集中型再編成の特殊性について教えて下さい。

A 集中型再編成については、①剰余金の配当として行われる適格現物分配では、資産とともに利益積立金の移転が行われるだけですが、②子会社の適格吸収合併では、子会社の資産の簿価承継と、資本金等の額と利益積立金の引継ぎが行われ、子会社の出資簿価は、資本金等の額で消却されます。

さらに、③100%子会社の解散や、100%子会社への自己株式としての株式譲渡では、実質的に②と同様の処理が行われます。つまり、残余財産あるいは譲渡対価として資産を簿価承継し、同時に資本金等の額の引継ぎと、みなし配当手続きを通じた利益積立金の引継ぎが行われ、子会社出資簿価は資本金等の額で消却されます。

分散型の組織再編成を現物出資型と捉えると、②や③のような集中型の組織再編成は、分散型とは逆の処理が行われ、親会社の保有株数が減少することになります。

この意味では、集中型再編成とは、子会社から親会社への「逆」現物出資と子会社株式の併合を同時に行う組織再編成と位置付けることができます。
(白井 一馬 (税))